## 「適正な施工確保のための技術者制度検討会」 これまでの議論の整理

課題項目論点	改善の方向性と今後の課題	委員会での議論・ポイント等	業界からの要望/背景					
1. 技術者の効率的活用の推進								
(1)技術者の配置要件								
1)技術者の配置								
①監理技術者を要する下 請金額 <金額の引き上げ>	<ul><li>・物価上昇等を考慮して要件を緩和 (H27 年秋に政令改正)</li><li>・技術者制度の趣旨、技術者の役割、責任、処 遇等について引き続き検討</li></ul>	<ul><li>・物価上昇と消費税分を加味した変更は、 手戻りもなく先行して実施しても良い のではないか</li><li>・技術者配置の趣旨(技術者の役割と責任、処遇等)を加味した検討が必要</li></ul>	<ul> <li>・労務費単価の上昇、性能要求の高度化による請負金額の上昇、管理技術の向上を考慮し金額を引き上げてほしい</li> <li>【現行基準: H6 時点との比較】</li> <li>・物価上昇(建設工事デフレーター)101.0%(H5年) →109.6%(H25.12.~26.11)</li> <li>・消費税増税3%(H元年) →8%(H26年)→10%(予定)</li> </ul>					
②配置の運用改善 <主任技術者又は監理技 術者の配置を要する期 間の短縮>	・余裕期間を設ける工事において余裕期間中は 技術者配置を要しないことの明確化 (H27年度中に監理技術者マニュアルを改訂)	・専任配置の趣旨が担保されれば、柔軟 な運用も問題ない	・新たな契約関係にあった運用(余裕期 間が設定されている工事の技術者配 置)					
2)技術者の専任								
① 技術者の専任を要する 請負金額 <金額の引き上げ>	<ul> <li>物価上昇等を考慮して要件を緩和 (H27 年秋に政令改正)</li> <li>技術者制度の趣旨、技術者の役割、責任、処 遇等について引き続き検討</li> </ul>	・受注者側の生産性(工期と請負金額等) も考慮して、技術者の処遇、適正な積 算のあり方についても検討すべき	<ul> <li>・消費税の引き上げ、建設物価の上昇、管理技術の向上を考慮し金額を引き上げてほしい</li> <li>・夜間・休日のみ施工可能なリニューアル工事等、実質の施工期間がわずかな工事は金額と全体工期を関連づけた条件にしてほしい。</li> <li>・請負代金の金額設定は監理技術者一人当たりの生産性に対して低すぎる</li> <li>【現行基準: H6 時点との比較】</li> <li>・物価上昇(建設工事デフレーター)101.0%(H5年) →109.6%(H25.12.~26.11)</li> <li>・消費税増税3%(H元年)</li> </ul>					

果題項目 論点	改善の方向性と今後の課題	委員会での議論・ポイント等	業界からの要望/背景			
②専任制度の運用改善 <主任技術者又は監理技 術者の途中交代を認め る要件緩和>	・維持修繕工事を含めた契約工期が多年に及ぶ ものについて、柔軟な対応が可能となるよう に運用改善 (H27年度中に監理技術者マニュアルを改訂)	<ul><li>・長期間にわたる工事については専任技術者の交代が可能であることを、現場で判断に迷わない様に通知すべき</li><li>・専任の定義、常駐との関係の周知が必要</li><li>・交代によって技術力の低下にならないように注意が必要でないか</li></ul>	<ul><li>・維持修繕工事等、長期間にわたる工事では技術者の途中交代を柔軟に認めてほしい</li><li>・出産・育児又は介護等が生じた場合など、柔軟に技術者の途中交代を認めてほしい</li></ul>			
3)技術者に求める直接的	り技術者に求める直接的かつ恒常的雇用関係					
① 官公需適格組合におけ る在籍出向	・いくつかの条件を付し、官公需適格組合内で の在籍出向を緩和し、技術者の効率的活用を図 る	・緩和によって制度を悪用されることが ない様に適正な運用が必要	・事業協同組合の共同施工又は官公需適 格組合については、組合員から組合へ の技術者の出向を認めてほしい			
<在籍出向要件の緩和>	(H27年度中に監理技術者マニュアルを改訂)					
(2)技術者の資格要件						
<ul><li>① 民間資格等の活用</li><li>&lt;型枠施工技能士、建築板金(ダクト板金)技能士を主任技術者に追加&gt;</li></ul>	<ul><li>・型枠施工技能士を大工工事業、建築板金(ダクト板金)技能士を管工事の主任技術者資格として追加(H27年4月より施行)</li></ul>	・各工事に求められる技能検定であり、 施工実態等を踏まえると妥当でないか	・型枠施工技能士、建築板金(ダクト板金)技能士を主任技術者資格として追加してほしい			
<十分な技術力を持つ民 間資格等を主任技術者 として認定>	・各資格の技術力を評価したうえで主任技術者に位置付ける仕組みが必要	・民間資格を積極的に活用することはよいことであるが、各資格の技術力を厳格に評価することが重要でないか	・すでに活用されている民間資格等で、 十分な技術力を有するものは主任技 術者と認めてほしい			
<ul><li>② 監理技術者資格者証の 改善</li><li>&lt; 監理技術者講習修了 履歴を資格者証に記 載し統合&gt;</li></ul>	・監理技術者講習修了履歴を資格者証に記載することで資格者証に統合し、技術者の負担軽減と利便性向上を図る(H27年秋に省令改正)	・技術者個人の負担軽減や利便性向上を 図ることが望ましい	・技術者個人に対する負担軽減や利便性 向上を検討すべきでないか			

詞	<b>展題</b>	項目	論点	改善の方向性と今後の課題	委員会での議論・ポイント等	業界からの要望/背景			
2.	2. 優秀な技術者の確保								
	(1	)技術	検定を受検し	やすい環境整備					
	1	1)受験資格の緩和							
			学科試験 科試験の受験を 公>	・若手確保のため受験要件を早期化 (H28年度試験より適用)	・若手の入職促進、離職予防に有効と思われる。 ・実地試験で最終的な技術力は担保した上で、2級学科試験はやる気のある人は誰でも早期に受験可能としてもいいのではないか	・若者に早く資格を取らせて、責任ある 立場にしたい			
	2	2)試験の運用改善							
		拡大	科試験の会場数 校と連携し試験	・工業高校の協力のもと、受験者数が一定程度 見込まれ、現状受験地より遠く離れた都市に 会場を追加 (H27年度試験より適用)	・可能な範囲で受検しやすい環境を整備 することは望ましい	・工業高校を試験会場として活用し、学生が受験しやすい環境を整備してほしい			
		実施都	3市を拡大>						
		験の基 (実務経	格である実務経 準日の見直し 験として計上で 間の拡大>	・実務経験として計上できる期間を試験前日まで拡大するとともに、不正行為に対する罰則を設定する (H27年度試験より適用)		・受験申込期限から試験までの間に実務 経験を満たしたものはその年に受検さ せてほしい			
		○ 公労	11b1 < \ 1/\text{7}\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \						